

## 令和5年度第1回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和5年6月12日(月) 13:30～16:45

(開催場所) 岩手県公会堂 2階 21号室

### 1 開 会

### 2 挨拶

小笠原専門委員長

### 3 議 事

(1) 令和5年度専門委員会の開催スケジュール等について

(2) 公共事業の再評価について

- ・経営体育成基盤整備事業 星山・犬吠森地区(紫波町)
- ・中山間地域総合整備事業(生産基盤) 霞沢地区(一関市)
- ・中山間地域総合整備事業(一般) 愛宕地区(奥州市)
- ・林道整備事業 花見舟打線(二戸市)
- ・林道整備事業 三田貝線(岩泉町)
- ・林道整備事業 大松沢線(陸前高田市)
- ・地域連携道路整備事業(地域密着型) 主要地方道花巻北上線 黒岩(北上市)
- ・広域河川改修事業 一級河川北上川水系夏川ほか 油島(一関市)
- ・治水施設整備事業 一級河川和賀川 大野・内ノ沢～若畑(西和賀町)
- ・県単砂防事業 二級河川小本川水系 沢川目の沢(2)(岩泉町)

(3) その他

### 4 閉 会

出席委員

小笠原敏記専門委員長、武藤由子副専門委員長、伊藤幸男委員、清水真弘委員、  
谷本真佑委員

欠席委員

石川奈緒委員

## 1 開 会

**〇八重樫政策企画部政策企画課評価課長** それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから令和5年度第1回岩手県公共事業評価専門委員会を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当しております八重樫と申します。よろしくお願いたします。以降、着座にて失礼いたします。

本日の専門委員会につきまして、委員総数6名中5名に御出席いただいております。半数に達しておりますことから、政策等の評価に関する条例第13条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

## 2 挨拶

○八重樫政策企画部政策企画課評価課長 それでは、開会に当たりまして小笠原専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

○小笠原敏記専門委員長 委員長を務めております小笠原です。本日は、10件の事業についての再評価を行います。その中から詳細審議の案件を選択するので、非常に事業案件が多く、長丁場になるかと思えますけれども、忌憚のない御意見と活発な議論をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○八重樫政策企画部政策企画課評価課長 ありがとうございます。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1から4及び参考資料となっております。また、会場にお越しの委員の皆様にはお手元の青いファイルに専門委員会に関する基礎資料として、関連する条例など資料を準備しておりますので、御確認をお願いいたします。不足等ございましたら事務局の方にお申出ください。

本日の審議内容ですが、次第にありますとおり議事(1)が本年度の開催スケジュールです。議事(2)としまして、再評価諮問審議10件、議事(3)として、その他となっております。

それでは、議事の進行につきましては条例第12条第2項の規定によりまして、小笠原専門委員長をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

## 3 議事

### (1) 令和5年度専門委員会の開催スケジュール等について

○小笠原敏記専門委員長 早速、議事(1)令和5年度専門委員会の開催スケジュール等について、に入りたいと思えます。

事務局の方から説明をよろしくをお願いいたします。

#### 〔資料No.1に基づき説明〕

○小笠原敏記専門委員長 事務局から説明がありました内容について御質問、御意見ございましたらよろしくをお願いいたします。

「なし」の声

### (2) 公共事業再評価について

○小笠原敏記専門委員長 続きまして、議事(2)公共事業再評価について審議に入りたいと思えます。

それでは、事務局から評価結果等について説明をお願いいたします。

#### 〔資料No.2～資料No.3に基づき説明〕

○小笠原敏記専門委員長 それでは、先程、事務局から説明がありましたように今年度1

0 件の審議を行うということで、時間的制約がある中で、適切かつ詳細な事業を行うため、第 1 回委員会において全地区概要を聴取した上で、これまで用いてきた基準を参考に詳細審議を行う事業を選定することが適当ではないかと考えています。これに対して何か御質問等ありますでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、事務局の提案どおり進めていきたいと思えます。個別の事業の説明を受ける前に、詳細審議案件を抽出する基準について事務局から説明をお願いいたします。

#### 〔参考資料に基づき説明〕

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、今の結果を踏まえ、今回諮問された事業について個別に説明を聞いていきたいと思えます。なお、委員の皆様には事業の説明を聞いて、さらに詳細審議が必要な事業があれば加えたいと思えますし、逆に、先程の基準には該当していましたが、その理由が明確であり、詳細な審議を必要としないものもあろうかと思えますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。一通り説明が終わった後で、詳細審議案件を決めたいと思えます。事務局よろしいでしょうか。

**○佐藤政策企画部政策企画課主事** はい、よろしくお願いたします。各事業の評価結果につきましては、再評価調書に基づきまして事業担当課から評価地区ごとに評価結果の概要を説明させていただきます。

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、評価結果の概要説明と審議に入りたいと思えますが、概要説明については同一事業を一括で説明いただいた後、各地区ごとに質疑する流れで進めていきたいと思えます。一覧表の順番どおり、農業農村整備事業 3 件、林道整備事業 3 件、道路事業 1 件、河川事業 2 件、砂防事業 1 件の順で進めていきたいと思えます。なお、林道整備事業の質疑終了後、10 分程度の休憩を予定しております。

- ・ 経営体育成基盤整備事業 星山・犬吠森地区（紫波町）
- ・ 中山間地域総合整備事業（生産基盤）霞沢地区（一関市）
- ・ 中山間地域総合整備事業（一般）愛宕地区（奥州市）

**○小笠原敏記専門委員長** まず、農業農村整備事業 3 件の評価結果の概要説明をよろしくお願いたします。

#### 〔資料No. 4 に基づき説明〕

**○小笠原敏記専門委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入っていきます。それぞれ 3 事業について、個別に質疑応答させていただきます。まず、経営体育成基盤整備事業の星山・犬吠森地区についていかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

**○武藤由子副専門委員長** 11 ページの事業に関する評価指標の推移の部分についてお伺いします。

同意率がちょっと下がっているその要因というのは、何かお分かりになりますでしょうか。99.5%だったものが95.6%に下がっていますよね。それでポイントが下がっているという理解でよろしいでしょうか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 同意率については、調査同意時の同意率と事業採択時の同意率で、変更となることがあります。

**○武藤由子副専門委員長** はい、分かりました。

あと、もう一ついいですか、集積率についてなのですけれども、この事業を立ち上げる時とか計画するときに、集積率の目標値みたいなものは決められるのですか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** この地区については、最終的に事業が終わって、担い手に農地を集積することを目標として、集積率を立てています。計画上は80%という数字になっております。

**○武藤由子副専門委員長** 今も令和4年度時点で86.6%達成しているので、目標を達成しましたみたいなことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

**○小笠原敏記専門委員長** その他、ございますでしょうか。

清水委員。

**○清水委員** この事業で揚水機の改修が事業の途中から必要になったということで、詳細の検証の後、この揚水機の改修も必要だったということでしたけれども、全県的には結構古い揚水機が多いのかなと思うのですけれども、当初の計画からこの揚水機の改修というのは計画出来ていなかったということでしょうか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 計画時から、揚水機の改修は予定していました。当初調査では、吸水槽を既設利用する予定でしたが、詳細調査の結果、それを全面的に改修しなければならなかったということになります。

**○清水委員** この一部構造物というところが追加になったと。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** はい、そういうことです。

**○清水委員** 具体的には、どういった内容だったのでしょうか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 北上川から取水するに当たり、取水ゲートから引き込んで、一時的に整水する吸水槽と言うコンクリートの5 mから7 mぐらいの水槽を既設利用する予定でした。工事に当たって、吸水槽内の水を排水したところ、湛水していた部分、約2 mくらいですけれども、その部分が想定以上に劣化していたということで、吸水槽自体を整備し直したというものです。

○清水委員 では、個別の案件というか、今回はちょっと特殊な壊れ方というか、他の揚水機でも同じようなのが一般的にあるというようなものではないということですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうです。

○清水委員 特に、ここ数年いろんなものがどんどんまた急激に高くなっているんで、ある程度工事というのはタイムリーにそのときにやらないとすごく経費も同じ案件でも上がっていったりするんで、見積もりが初めからできていればタイムリーに工事ぱっとやって、価格も適正なところでできるということがあったので、こういう特殊な案件というのは見てみないと分からない点もあるので、そのときはそのときに対応するということ、見積もれるものは早めに見積もって価格が見えて、計画どおりにできるタイミングでやるというのが適当と思って聞きました。ありがとうございました。

○小笠原敏記専門委員長 後でまとめて質問していただいて構わないので、次の中山間地域総合整備事業（生産基盤）の霞沢地区について御質問等ありますでしょうか。よろしくお願いたします。

○武藤由子副専門委員長 15 ページの事業の進捗状況の一番下なのですけれども、丸の中項目評価が「a」、「b」であることから、大項目評価は「A」としたとありますけれども、ここは「b」、「b」の「BB」でよろしいでしょうか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 記載ミスです。

○武藤由子副専門委員長 記載ミスでよろしいですかね。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。

○小笠原敏記専門委員長 15 ページ。

○武藤由子副専門委員長 一番下で丸がついているのが「b」、「b」で、大項目評価は「BB」ですけれども、下の文字の説明の方がちょっとそれと合っていない。

○小笠原敏記専門委員長 「A」としたところですか。

○武藤由子副専門委員長 はい、「BB」で。

○小笠原敏記専門委員長 これ「BB」ですか。

○武藤由子副専門委員長 あと 16 ページの方の事業に関する評価指標の推移の緊急性の項目で耕作放棄地についてお伺いします。事業着手時が 5.6%で、再評価時が 0.2%になったので、耕作放棄地率としては下がっているということですよ。ポイントが下がっているのはどうしてですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 耕作放棄地率の基礎データは、着手時点では農林業センサスでしたが、2020 年から調査が実施されなくなり、今回評価時では、各市町村の農業委員会が調査しているデータを使っていることから、数字に変更があります。センサスの耕作放棄地の定義と農業委員会での定義が異なっておりまして、農家の意思を反映しているのが農林業センサスで、たとえ耕作できるような管理をしても、あと何年後かには何も作付する意思がないというのであれば、その土地は耕作放棄地というような、そういうデータの捉え方だったようで、農業委員会の方は、そういう意思とは関係なく、現在耕作していない、今後も耕作する見込みがないというようなところを計上しているため、どうしても農業委員会のデータの方が、耕作放棄地の割合が少なくなっています。

○武藤由子副専門委員長 なので、現状は変わらないですけれども、数字上は小さくなって、それで評価ポイントが下がってきている、8 から 2.5 に下がっていると。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、県の平均自体が下がっていますので、そうすると、県の平均値を配点の中央値にすると配点の基準が変わってきます。

○武藤由子副専門委員長 基準が変わるということですね。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。

○武藤由子副専門委員長 ありがとうございます。

○小笠原敏記専門委員長 他にございますでしょうか。

区画整理されて、特に 19 ページの地図ですか、1 つの水田規模を大きくするためにやられているのだと思うのですが、こういうのをイメージすれば、当然、法面の問題というのは、何か問題が生じるのではないかというようなことが予想できるかなと思うのですが、なぜここまで強引にこのような計画をされたのかちょっと不思議です。しかも減っていますよね、区画整理施工面積が 43.9 ヘクタールから 37.2 ヘクタールに減っているにもかかわらず、なぜこんなに強引な整理となったのでしょうか。



○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 区画の規模につきましては、大体2反歩から3反歩という標準区画としておりまして、先程、強引ということでしたが、やはり、今現在は、1反歩区画ぐらいになっていますので、耕作しづらいというようなこともあるようでございます。委員長の御指摘のとおり、法面のお話ですと、法面を少なくしようとするとう法面が急になるとか、では、区画を小さくすることになると、区画整理する意味というところと相反する部分もあり、そこは地元との話し合いの中で区画等を決めておるといのが実態でございます。

○小笠原敏記専門委員長 地図、写真、右の令和3年の法面が結構きつところの下のところも整備されますか、これはそのままですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 右の写真ですね。

○小笠原敏記専門委員長 そうです。大規模な区画整理されているところの下のところにも3段ぐらいあるのですけれども。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 ここは整備しないところです。

○小笠原敏記専門委員長 ここは耕作地として利用されているのですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、耕作はされている部分です。

○小笠原敏記専門委員長 その辺うまく調整して法面勾配をもう少し緩くするとか、そういったこととかは出来なかったのですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 この右側の写真のですね、下のところですか。

○小笠原敏記専門委員長 そうですね、下のところの土地を利用して。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 事業に参加していれば、区画整理の面積の調整もできるのですけれども、私どもができるのは、事業に参加した区域の中でしかできないということがありますので、どうしてもこういうふうな状況がございます。

○小笠原敏記専門委員長 この下は入っていないのですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。

○小笠原敏記専門委員長 その他、何かございますか。お願いします。

○清水委員 この事業で、田んぼの1枚当たりの面積が大きくなるのは機械も入りやすくなってすごく作業がしやすくなるのだらうなと思うのですけれども、せっかく予算を組んでやった事業ですから、ずっとこのまま営農が続いて行って欲しいと思います。

事業をする前に、計画も水田をこの地域ですっとやっっていく見込みのあたりについては、何か調査というのはあるのでしょうか。後継者がいて、今後も次の代はこの人になると決めているという調査というのはいくらかあるのでしょうか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 後継者というお話ですけれども、事業に入るときには、先程、集積率というお話もさせていただきましたけれども、どなたが営農するとか、その計画を立てて、ハード対策的なもの、ソフト対策的なものを合わせて進めております。ですので、この地区は、営農組合と個別の認定農家さんがいらっしゃるのですけれども、営農組合に任せる方が多いということもあり、そこは営農的には継続されるものと考えております。

○清水委員 営農組合とか集団でやると決まっているところが、この地域で今後、作付けをしていくという範囲ですか、今回事業の対象になった農地のうち何割ぐらいの水田を集団で農作業をしていく人たちが取り扱う面積といいますか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 詳しい数字は、今、持ち合わせておりませんが、営農組合がここは2つございまして、今回整備した区域のほか、平場の国道の近辺も営農組合の範囲となっています。

○清水委員 個人でやるところよりも、その営農組合でやるところの面積の方が広いですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうですね、20町歩弱ぐらいはやっっていくものだと思います。

○小笠原敏記専門委員長 何か他にありますか。

「なし」の声

○小笠原敏記専門委員長 では、次の3つ目の中山間地域総合整備事業（一般）の愛宕地区について何か御質問等ございませんか。

はい、お願いします。



○**谷本真佑委員** 資料の 21 ページの (2) の事業に関する評価指標の推移の表のところに緊急性のところの高齢化の進行度というところでちょっとお伺いしたいのですが、今回評価時点で高齢化率 36.3%というのは、これは奥州市の値ということでよろしいでしょうか。

○**中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** はい、奥州市全体になります。

○**谷本真佑委員** 今回のこの事業は、胆沢地区ということで、旧胆沢町の高齢化率は出そうと思えば出せると思うのですが、もし御存知でしたら教えていただけませんかでしょうか。

○**中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 胆沢地域ですと、令和 4 年で 40%という数字になってございますし、その前は 39%ということで、奥州市全体から比べれば 2%から 3%ほど高い傾向がございます。

○**谷本真佑委員** 今、教えていただいた胆沢の値に変わることによって、評点というのは変わらないのか、今回、胆沢の高齢化率が約 40%と今教えていただきましたけれども、今回の評点つけるに当たって奥州の 36.3%を胆沢の 40%に変わることによって、評点に変化は出ますでしょうか。

○**中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 高齢化率については、奥州市で出していますが、ここ二十数年で岩手県の高齢化率が進行しているということもあって、27 年に評価の配点区分を変更してございます。それまで、27 年で 30%程度だったものが、令和になってからは 34%程度になっておりまして、その配点の中央値が変更となっております。配点の中央値が高くなりますと、相対的に評価点は低くなる部分もございます。

○**谷本真佑委員** ええ。なので、高齢化率が奥州全体で見れば 36.3 なのですからけれども、胆沢で見れば 40%ということで、評価がちょっと低く評価されていないかというところが気になったので、質問させていただいたのですけれども。

○**中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 評価とすれば胆沢で評価しておらず、市町村で評価していますので、こういう数値になります。

○**谷本真佑委員** ということは、評価のシステムそのものがどちらかというと高齢化率の低いところに引っ張られてしまって、過小評価されている可能性はあるということですね。

○**中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** はい、そういうことになります。

○**谷本真佑委員** 分かりました。すみません、もう一点よろしいでしょうか。今後の事業

の見込みなのですけれども、1つ前の霞沢のところでは、湧水とか土砂運搬の問題が発生しているというような御説明をいただきましたけれども、今回の胆沢の扇状地も何か湧水が出てきそうなイメージがあるのですけれども、ここでは、特に湧水による工事の遅延というのは発生しないという理解でよろしいでしょうか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 事業自体が、区画整理と違いまして、基盤を動かすわけではなく、今ある排水路を撤去して、そこにパイプを埋設していくという工事が主になりますので、ある部分では湧水というのがあるかもしれませんが、霞沢のような大規模な湧水というのは、今までございません。

**○谷本真佑委員** では、今後も発生は多分ないということでしょうか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** はい、ないと思っています。

**○谷本真佑委員** 承知しました。ありがとうございます。

**○小笠原敏記専門委員長** よろしいでしょうか。

22 ページ、3 事業全体なのですけれども、便益のところ、便益項目の中で、作物生産効果と営農経費節減効果が今回軒並みかなり上がっているところと、あと、事業着手時には全く評価していなかった国産農産物安定供給効果の便益が出てきているのですが、そのあたり何か説明出来ますか。

**○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長** 作物生産効果と営農経費節減効果でございますが、まず一番大きいのは、平成 25 年から令和 4 年度に基準年を変更したということで、労務費の単価や、機械経費の上昇に伴う節減効果も増になっているのがあります。

あと、国産農産物供給効果でございますけれども、これは、27 年から計上できる効果となっていて、受益地内において国産農産物が安定供給されることに対する安心感の効果になりまして、国民の皆さんへのアンケートによる CVM（仮想市場法）によるものですけれども、この基礎単価を増収分に掛けて算出することになっています。

**○小笠原敏記専門委員長** ちょっと時間的な制約があるので、多分どの事業も絡んでくるので、詳細審議の際にまた詳細に説明していただきたいと思っております。

それでは、時間の方が押していますので、以上で農業農村整備事業 3 件について意見交換は終了したいと思います。

- ・林道整備事業 花見舟打線（二戸市）
- ・林道整備事業 三田貝線（岩泉町）
- ・林道整備事業 大松沢線（陸前高田市）

**○小笠原敏記専門委員長** 続いて、林道整備事業 3 件の評価結果の概要説明についてよろ

しくお願いいたします。

**〔資料№.4に基づき説明〕**

**○小笠原敏記専門委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。まず、林道整備事業の花見舟打線について、いかがでしょうか。

お願いします。

**○谷本真佑委員** 質問というより考え方に近いかなと思うのですけれども、25ページの事業概要のところです。この整備によって得られる効果のところの中に水源涵養というものがあるかと思えます。確かに水源涵養に資する事業かなと思うのですけれども、御説明がありましたように、今回の事業というのは青森県境に非常に近いところでして、29ページの地図の中にもう既に青森県の領域も入ってしまっていて、これ川に流れたらすぐ馬淵川に合流して青森県に入ってしまうので、どちらかというとならぬ青森県の水源になるのかなという印象を受けました。ただ、他県の水源地だからといって岩手県でやらなくてもいいということではなくて、これはこれで非常に大事なことであるかとは思っているのですけれども、ただ、岩手県民向けの説明としては、今回のこの事業に限っては、水源涵養よりももっと大事な必要性があるのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 29ページの図面を見ていただきたいのですが、この図面の上の方が青森県で、ここがちょうど峰になっておりまして、一番高いところになっております。結局、ここの上側の県境の方から下の斜面の方が低くなっておりますので、ここの区域の水は、全部、一旦、二戸市の方に流れてきております。ですので、二戸市の森林の保水能力が高まったり、洪水の調整をしたりしてくれますので、最終的には、仰るとおり、馬淵川に合流して青森県に流れていくわけなのですけれども、その前段としては、やはり二戸市の森林を保全するという形になりますので、水源涵養機能があるものと考えております。

**○谷本真佑委員** そうしますと、水源涵養という言葉のニュアンスと申しますか、具体的にどのようなものを想定しての水源涵養という言葉を使っているのか教えてください。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 例えば、大雨が降ったときに、森林がなければ一度に水が流れ落ちて、土砂災害を起こす。結局、流れる斜面は二戸市の方ですので、二戸市に土砂が流出して災害が起きることになりますし、後は、森林を整備することによって、水を蓄える能力が高まりますので、一度に全部流下するのではなくて、一度、森林の中に水分を蓄えて徐々に流すことによって、夏の日照りのときの水量を調節できるというか、そんな形の効果があります。いずれ、この流域は、一旦、二戸市側の森林に流れ下る区域になっておりますので、そういった意味では、効果というか、機能があるのかなと考えております。

○**谷本真佑委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**小笠原敏記専門委員長** この林道事業に限定する必要はないのかなど、そもそも森林自体が水を保水するというか、そういう役目を持っているわけなので、何もこの事業だから涵養があるというか、多分そこが引っかかっていると思うので、この事業だから水源涵養とか、そういうわけではないと思うのです。要するに、分水嶺があって、それよりも下の方というのは保水能力があるわけですから、ある事業に限定する必要はないのかなど。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 林道事業で評価を見させていただいているのは、道路がないと、今、大きな問題になっているのは、植林を終えた造林木が手入れされずに放置されたまま荒れた状態になっているところが残念ながら少なからずあるわけですが、林道を通すことによりまして、その森林へのアクセスが進みまして、森林整備が促進されます。実際、この林道事業の道路を造るという採択条件の中には、森林整備をするという条件があって、その後、管理もされております。そういったことで、森林整備とか、木材を搬出した後に、また木を植えて森林資源を循環利用することによって、森林の機能が高まりますので、そういったことで、林道の機能として評価項目に入っているというような状況でございます。

○**小笠原敏記専門委員長** 多分水源涵養の言葉が引っかかったのだらうと思います。あまりここを強調する必要はないだらうと。

○**伊藤幸男委員** ここは保安林にかかっているのでしょうか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい。

○**伊藤幸男委員** 保安林で、かつ人工林でよろしいでしょうか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そうですね、人工林がほとんど90%以上です。

○**伊藤幸男委員** そうすると、保安機能の維持ということで整備が必要と、制度的にもそういうことが求められて、かつ県有林なので県が自ら実施していくという制度的にも必要ということの整理の理解でよろしいですね。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、この区域は、全て水源涵養保安林になっております。保安林というのは、森林の中でも、特に公益的機能が必要な森林を知事権限だったり、大臣権限で指定したりするものです。17種類の保安林があるのですが、水源涵養とか土砂流出防備保安林とか、土砂崩壊防備保安林とか、保安林の種類があり、ここの区域は、水源涵養保安林ということで指定しております。樹

木の伐採ですとか、土地の形質の変更ですとか、そういったものを県の知事の許可を得て実施しなければならないことで、そういった機能を高める森林区域にもなっております。

**○小笠原敏記専門委員長** ありがとうございました。

その他にございますか。

ちょっと私の方から、27ページの費用便益分析のところでは便益項目のところの森林整備経費縮減等便益が、2つの事業に比べてこの事業だけ物凄く増加しているその要因というのは何なのですか。着手時は6.5が今回の評価では393.3と物凄く上がっていますけれども。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** この林道が、今までの評価委員会の中でも聞き慣れない路線名になっていると思いますが、「林業専用道」という林道になっておまして、平成22年に林野庁が、林道区分を林道と林業専用道、森林作業道の3つの区分に分けています。林道は、御存知のとおり、森林施業に必要な路網で骨格となる林道で一般車両も通行できるような林道なのですが、林業専用道は、主に森林施業用の10トントラック積みとか、林業機械の走行を想定した低位な、簡易な構造の林道としてスタートしております。本県では、24年度からこういった事業に取り組んでおります。この路線は、26年度から着手しまして、当時の評価指標によりますと、林野庁のマニュアルでこういった評価の手法が林業専用道は確立していなくて、当時は、森林整備経費縮減便益を見る項目が少なかったのですが、その後、マニュアルが改正され、先程お話ししました水源涵養便益ですとか、洪水防止便益とか、そういった費用も見られるようになりました。通常的林道と同様の効果があるということで、そういったことで便益が見られるようになりまして、数字が大きくなっております。

**○小笠原敏記専門委員長** 今回の他の2事業では評価していた項目が、着手のときには含まれていなかったものということでしょうか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、そのとおりでございます。

**○小笠原敏記専門委員長** 他はいかがでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、次の2つ目の事業、三田貝線について御質問の方をよろしく願いいたします。

私の方から1つ、31ページの(2)の事業に関する評価指標の推移の中で、一番下の熟度で、地元の協力体制というのは、一体どういうものを指しているのか、点数見たら10点、5点、3点というふうに分けてありますけれども、どういうふうに分けて5点と、何か根拠があるのか、ぱっと見て分からなかったのですが。先程の事業はたしか10点、これは5点。



**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** この地元の協力体制の熟度というところは、事業を実施する上で、用地事務ですとか、立木（りゅうぼく）補償事務ですとか、そういったものの進めやすさ、そういったところで事業の実施の確実性のところでの評価になっております。岩泉町につきましては、用地の交渉ですとか、立木補償の事務も町の方でやっていただくということで、そういった協力体制ができているということで、「良い」という評価をさせていただいております。

**○小笠原敏記専門委員長** 分かりました。私の手元にある資料では内訳が分からなかったもので、何なのだろうなと疑問に思いました。

その他、ございますでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、3番目の事業ですね、大松沢線についていかがでしょうか。

私の方から、工事費の遅延の理由というのと、工事費増額にも直結していると思うのですが、岩盤層が露出せずに、大量の残土が発生したというところで、これは既に1.7kmやってきている状況では分からなかったということなのですか。これがまた増える可能性があるということですか、未着工がまだあるわけですよね。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、そのとおりでございます。林道は、山の中に新たに開設するというところで、延長も長く、その区間ごとにボーリング調査をせずに、経費の削減というのもありまして、既設の道路の岩盤の出具合とか、そういったものを見ながら想定岩盤線で当初設計しているのですが、岩盤が出なかったということで残土量が増えております。ただ、今後につきましては、比較的沢地形のところ、急峻なところを抜けますので、今後の区間については、それほど大きな土量の誤差は出ず、想定どおりの土質でいけるのかなと考えております。

**○小笠原敏記専門委員長** 残りはまだ長いのですか。あと残り4kmぐらい進めるわけですね。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい。

**○小笠原敏記専門委員長** 39ページのところ、緑のところに着工済みのところで、そこが、岩盤層が非常に低かったということなのですね。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい。

**○小笠原敏記専門委員長** 等高線がずっとまだまだしばらく続くような気がするのです



けれども、大丈夫なのですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** この緑の線は、ずっと沢沿いを上がって行って、等高線がすごく密に見えるとおり、これから先のところがまだ急なところがずっと真っすぐ上にいって、それから右の方にカーブするのですが、その辺までは、まだ比較的急なところも通るので、ある程度の残土は想定しております。ここの右側の方に折れたところからは、尾根筋の方に向かっていきますので、ここからは、大分、土量は減っていくと考えております。

**○小笠原敏記専門委員長** その他、ございますでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、以上で林道整備事業3件について終わりたいと思います。

それでは、少し休憩に入りたいと思います。15時20分から後半の事業について再開したいと思います。

それでは、休憩に入らせていただきます。

[ 休憩 ]

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、審議を再開いたします。

・地域連携道路整備事業（地域密着型） 主要地方道花巻北上線 黒岩（北上市）

**○小笠原敏記専門委員長** 続いて、地域連携道路整備事業（地域密着型）の主要地方道花巻北上線黒岩の概要説明をよろしくお願いいたします。

**[資料No.4に基づき説明]**

**○小笠原敏記専門委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して御質問、御意見等よろしくお願いいたします。

**○谷本真佑委員** 44ページの写真を拝見して、整備前は歩道がない状況で、北上は特に積雪が多い場所なので、歩道がないのはなかなか厳しいなということで、非常に大事な事業だなと思って聞いておりました。

ちょっとお伺いしたいことが42ページの費用便益分析のところでお聞きしたいのですが、けれども、再々評価時の便益なのですからけれども、こちら出していただいた便益は今回の事業総延長670mを施工したことによる便益なのか、それとも未着手である290mが完成することで出てくる便益なのか、これどちらになりますでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** こちらは、670m全て整備したときの便益で

す。

**○谷本真佑委員** 承知しました。ありがとうございます。そうしますと、それを踏まえてなのですけれども、基本3便益が今回7億6,000万円と出ていますけれども、その他便益、拡張便益だけで12億円、あと修正便益で11.9億円と出ているのですけれども、これがまずどういった形で出てきたといいますか、どういうことを考慮して基本3便益を上回る拡張便益ですとか修正便益が出てくるのかというところを教えてくださいたいのと、あともう一点なのですが、再評価時と再々評価時で将来交通量のところがおよそ3,310台前後ということで、将来交通量はあまり変わっていないのですけれども、3便益の中でも特に時間短縮便益のところは5億7,000万円から7億1,000万円と2割ぐらい増えているのですが、将来交通量は変わらずに時間短縮便益が増えているその理由について、もし今把握していられれば教えていただければと思います。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** それでは、まず最初の時間短縮便益が増加している理由なのですが、交通量はほぼ変わっておりません。ここで便益が増加しているのは、便益の算定のマニュアルの方が改訂になっておりまして、その改訂を踏まえて便益の原単位が増加しておりまして、その結果、時間短縮便益等が増えているものになります。

あと、拡張便益につきましても再々評価時から拡張便益の項目が変わっておりまして、それに伴って増加になっております。

それで、拡張便益の項目が変わったのと原単位が変わったというところで増えているというものです。

**○谷本真佑委員** 分かりました。基本的には、多分、将来交通量が若干変わっているからだと思いますが、それぞれ交通量推計を行っているという認識でよろしいでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 交通量推計につきましては、交通量シミュレーションをするパターンと、現況交通から簡便的に推計する方法がございまして、この事業については規模が小さいので、現況交通量から簡便的に係数を掛けて出しているという求め方になっています。

**○谷本真佑委員** 承知しました。ありがとうございます。

**○小笠原敏記専門委員長** その他、ございませんでしょうか。

お願いします。

**○伊藤幸男委員** 河川事業との連携の経緯をちょっと教えてほしいなと思ひまして、この連携事業自体は平成21年の事業計画当初から連携するというところでスタートしたものでしょうか。連携することで全体の費用が抑えられるという狙いだったのかなと思うのですけれども。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 ちょっとすみません。

○伊藤幸男委員 もしすぐ分ければ結構です。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 河川事業はいろいろ計画が出来てきてはいたようなので、21年度から北上川の治水対策事業として動いてはいたのですが、21年から直接計画が重なったかというところはちょっとすみません、今回回答出来ないのですが、ただ事業が直接影響しているのは大体平成28年ぐらいからということですので、この時点から調整が必要だということでした。

○伊藤幸男委員 それで、この連携によって合併施工区間を設けましょうということで計画が進んで、今回重複区間の縮小という状況が生まれたのは前回評価、平成30年以降に生じたことだという理解でよろしいでしょうか。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 はい。

○伊藤幸男委員 あとその理由というか、縮小が起きた理由というのを教えていただければと思います。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 44ページ目の図面で御説明します。44ページ目の図面の方で、緑で点線になっているのが河川事業の北上川中流部緊急治水対策事業ということで、ちょうど今回の黒岩地区の事業が黒線と赤線の道路沿いで、この少し張り出しているところが河川と近接していて、この張り出しているカーブのところに堤防が取り付くような計画になっております。この取り付く位置が若干変更になっておまして、その変更の位置を、詳しい図面を出させていただいたのですが、もともとの計画が黒線ですね、道路のカーブの一番の頂点側ではなくて、ちょっと途中側に取り付くような位置に河川堤防が取り付く予定だったのですが、それが緑の線で取り付くということで、黒になっている部分が当時の計画、緑が今の計画ということになります。この位置の変更に伴いまして、前までの重複区間が短くなっております。前回は220mですが、今回変更になったということで、重複区間が90mに短くなっております。前回の取り付く位置のあたりにちょうど建物とかが結構密集している部分がありまして、その部分を道路と河川と費用負担しながら補償していく予定にしていたのですが、直接河川の方がかからなくなったので、道路単独でその建物補償をしなければならぬというところなんです。あと上の方に黒い部分が残っているのですが、ここは河川の護岸を整備する予定になっているのですが、河川事業としてはそこまでの事業にはならなかったもので、道路単独として護岸整備が必要だということで、その2か所が特に増えたということになっております。

○小笠原敏記専門委員長 よろしいですか。

○伊藤幸男委員 はい、よく分かりました。ありがとうございました。

**○小笠原敏記専門委員長** その他ございませんでしょうか。  
お願いします。

**○清水真弘委員** ちょうど前回の再評価のときに私はいたのですけれども、そのときは河川工事との兼ね合いでまだ不確定な要素があるという説明がありました。そのときも詳細の設計がもう少しかかるということが1つと、あと交渉の時間にある程度要していたけれども、目途がついたということの説明があって、工期がちょっと延びたのですけれども、今回は詳細設計がある程度済んで、用地交渉の方もめどが進んでいる状況だということでしたけれども、用地交渉自体は終わっているのですか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 用地交渉については、今も継続はしております。あと前回の評価のときもこの堤防計画の変更がありまして、それに伴って事業を延伸しておりますが、前回30年度時点では堤防の計画がもう固まると考えておりまして、それを基に我々も修正設計がすぐ終わると思っていたのですが、河川事業の変更が具体的な設計とかが延びまして、その結果、我々の道路の設計も伸びたという部分があります。

あとは、最初に申し上げたようにコロナがありまして、交渉ができなかったということと、あともう一つが事業費の増加がありまして、その部分で少し事業期間を延ばさないと毎年の予算のペースに合っていないというので、その部分の期間延伸がございました。

**○清水真弘委員** 地権者交渉の方は大体いつ頃終わりそうといった目途とかはついていきますか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 何名の方かと交渉は続けさせていただいております。それぞれの方々で進捗は違っているのですが、今現位置で建て替えしたいとか、移転したいとか、色々と御要望ありますので、その御要望に沿って計画を見直したり、そういったことを進めて、順調にいつの目安としては令和7年ぐらいには完了させたいと、用地交渉ですね。

**○清水真弘委員** 今回変更になって、用地の取得割合が変わったという、その対象になる地域に土地を持っていらっしゃる方との交渉ですか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** そうです。

**○清水真弘委員** では、既存のそれ以外のところはもう終わっていると。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** そうですね、今ですと計画が変更になったカーブより、図面で言うところの下側ですね、そちらの方の方々です。

**○清水真弘委員** 費用便益のところでは時間短縮の話があったと思うのですけれども、以前

にお聞きしたのは、例えば幅員がちょっと増える、幅が広がる関係で通りやすくなって、車の速度が上がるという検証をしたという話があったと思うのですが、そのとき、細かい話ですが、例えば 50 km が 55 km になるとか、55 km が 60 km になるという話だったと思うのですが、結局その場所の法定速度を超えているのですよね、測定した速度が超えていたというのがあったのですけれども、それについては変わらないですか、その評価の仕方は。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 便益を求める際には、設計速度で考えておりまして、現況の勾配とか、幅員とか、カーブの緩急とか、そういうのからすると今の現況の設計速度が 30 km 相当の構造になっているのを、今回幅員を広くしたり、縦断勾配を緩くしたりとか、カーブを緩くすることによって、設計速度は 50 km となりまして、その設計速度の差から時間短縮便益というものを出しているということでございます。

**○清水真弘委員** では、評価方法は変わっていないということですね。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** そうですね、評価の考え方は変わってはおりません。

**○清水真弘委員** 評価方法はそうなのでしょうけれども、法定速度を超えるのが普通というルールがちょっと引かかるなというのが私の中では引き続きあります。  
以上です。

**○小笠原敏記専門委員長** その他ございませんでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、この案件は詳細審議の方に入っていくのかなと思います。次の概要説明に入ります。

- ・ 広域河川改修事業 一級河川北上川水系夏川ほか 油島（一関市）
- ・ 治水施設整備事業 一級河川和賀川 大野・内ノ沢～若畑（西和賀町）

**○小笠原敏記専門委員長** 続いて河川事業 2 件の評価結果の概要説明をお願いいたします。座席の移動ですね。

準備ができましたら説明の方をよろしくお願いたします。

#### 〔資料No. 4 に基づき説明〕

**○小笠原敏記専門委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。まず、一級河川北上川水系夏川ほか油島について、いかがでしょうか。

お願いします。

○**谷本真佑委員** 49 ページ、地図でちょっとお尋ねしたいのですけれども、ここの真ん中あたりに緑色の文字で「夏川L=2,310m」とありますけれども、この夏川から北側が岩手県で、ここから南側が宮城県という理解でよろしいでしょうか。

○**菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい、そのとおりでございます。

○**谷本真佑委員** そうしますと、それですと2点聞きたいのですが、1点目は小谷地橋というのは、これは県境をまたぐということになるかと思うのですけれども、橋を架けるに当たって、岩手県と宮城県をまたいでいるということで、宮城県側と調整されたのか、費用面を含めてですね。というのがまず1点目です。

もう一点目は、想定氾濫区域の中にある高齢者施設、これ宮城県内にある施設ということになるかと思うのですけれども、確かに他県の施設とはいえ、高齢者施設ですので、守るべき施設だと思います。事業に対しては、特に異議はないのですけれども、46 ページのところの事業に関する評価指標の推移のところ、必要性の公共施設、弱者施設のところの高齢者施設というのは多分宮城県内の施設のことを言っているのであれば、確かにこれは分かれてはいるのですけれども、見方によっては岩手県の税金で宮城県を守っていて、岩手県民のためになっているのかどうかというような見られ方をされるかもしれません。確かに岩手県内の方が宮城県内の高齢者施設に行っているという面で見ればある程度効果はあるかと思うのですけれども、その点はいかがお考えか教えていただければと思います。

○**菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** まず、橋梁についてでございますけれども、こちらの方も架け替えを行うこととしてございまして、宮城県と調整を行った上で費用負担して実施しているところでございます。

それから、氾濫区域内の高齢者施設になりますけれども、河川改修、今回の目的は河積断面を拡大することと堤防の幅の確保ということでございまして、両方の左右岸の整備で断面を確保しなければならないということになりますから、その辺は宮城県と調整を図った上で事業を実施していくということで、今回夏川の左右岸の氾濫区域ということで、右岸側は宮城県になるのですけれども、その氾濫区域に弱者施設があるということから、今回そういったところで評価したところでございます。

○**谷本真佑委員** そうしますと、実際今回の費用便益分析とかで使っている建設費というのは、これは、本当は、反対側は宮城県の方で担当している工事があるのですけれども、それを差し引いて岩手県の方で負担しているものについてお出しいただいたというような理解でよろしいでしょうか。

○**菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 今回その氾濫区域の部分についてなのですが、今回左右岸たまたま岩手県と宮城県となっているのですが、いずれ事業の目的としては、洪水氾濫防止ということになりますので、便益についてもやはり両方乗せた形で行っております。



**○谷本真佑委員** ちなみになのですが、そうしますと 45 ページの事業概要の財源のところなのですが、国庫と岩手県で半分ずつ負担されているようですが、宮城県については、特にこの事業について費用負担はしていないという理解でよろしいのですか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** この事業費につきましては、事業評価上、宮城県の分の事業費についても一応見込んでいるというようなところなんです。なので、事業費については夏川の岩手県分と宮城県分と便益の方も岩手県、宮城県分を含めて評価したところでございます。

**○谷本真佑委員** 承知しました。ありがとうございます。

**○小笠原敏記専門委員長** ちょっと今の話に関わるのですけれども、46 ページの想定氾濫被害額というのは、多分 49 ページの想定氾濫区域を予測しての被害額となるかと、これも宮城県側も含まれているということですか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい、そのとおりでございます。

**○小笠原敏記専門委員長** 先程、私理解できなかつたのですけれども、この事業に関する評価指標の推移は、岩手県側だけでも出すことはできるのですか、出していないのですか。あと費用便益についてですが、これ人の命を守る施設というのは宮城県でも岩手県でも良いのですけれども、これは公共事業の評価なので、先程、谷本委員が言われたとおり、岩手県の税金でやっている以上、宮城県を含んで過大評価してはいけないのではないかなという気がするのですが。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 宮城県と調整して、まず今回の事業が進んでいくことになっていましたので、なかなか切るのも難しいのかなというところがあり、評価としては全体で見たところでございます。これを分けることができるかというところ、氾濫ブロックが変われば、現時点でその評価はしてございませんでしたので。

**○小笠原敏記専門委員長** 宮城県側も多分このような事業評価されると思うのですけれども、宮城県も岩手県分を含めているということになるのですか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 夏川分につきましては、同様の扱いにしていると聞いております。

**○小笠原敏記専門委員長** 多分その辺担当部局というか、事務局が判断するのか、これが事業評価として妥当なのかどうかということですね、本当に難しいかと、分けることは確かに難しいのかなと思うのです。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 今回たまたま左右岸の中でも一部やはり岩手県分がちょっと入ってきたりとかする区間もあるので、すっかり分けることができないというところがございます、氾濫ブロックの中の部分が岩手県と宮城県と両方入ってきているエリアになりますので、正確に出すのは難しいかなということで、これまでも便宜上このような出し方をさせていただいたという格好でございます。

**○小笠原敏記専門委員長** その他ございませんでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、2つ目の事業ですね、大野・内ノ沢～若畑について、いかがでしょうか。

お願いします。

**○伊藤幸男委員** 事業費の増額のところで教えていただきたいのですが、大きく倍増するような形で、これは理由のところに残土処分の費用が大きく増えたのかなと考えるのですけれども、これはどのような理由でしょうか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 主な理由といたしましては、残土処分地といったところになります。当初予定していたところにおきましては、容量がいっぱいになってしまったということで、ほかの場所を確保しなければならないということが出てまいりました。これまでも当初計画で設定した部分に搬出していたところですが、やはりその他の事業とかもございまして、受入れが困難になったということで、ほかの遠隔地を求めなければならないというようなところから、今回新たにその残っている工事の残土量といったところを、これを持っていくであろう箇所で積み上げ直しまして、残土の増ということで計上したところでございます。

引き続き、先程申し上げましたようにコスト縮減といいますか、他工事での流用といったところも引き続き検討してまいりたいというところで考えてございます。

**○伊藤幸男委員** 残土の処分地は確定されているというか、努力しますという書き方だったので、確定はされていないのでしょうか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 今回の工事は相当な掘削土量の工事でございます、これらの残土処分地をまず一気に選定するというのはなかなか難しいところもございまして、現在予定しているところは調整しながら運び出す場所はございます。ただ、そこを全部いけるかどうかといったところはもうちょっと精査が必要かなというようなところがございます。

**○伊藤幸男委員** そうすると、見込みの数字だという理解でよろしいのですね、最大でこれぐらいかかるかもしれないという数字の理解でよろしいでしょうか。

○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長 そうですね、今想定している見込みの金額、数量ということになります。

○伊藤幸男委員 分かりました。ありがとうございます。

○小笠原敏記専門委員長 ちょっと私の方からで、51 ページの（2）の事業に関する評価指標の推移のところ、防護人口ですね、事業着手時では 102 人だったのが今回評価時で 36 人と 3 分の 1 ぐらいに減っているのです。なおかつ、さらに事業を令和 15 年に 10 年延ばすと、これ単純にいったらゼロになるのではないかなというぐらいの人口減というか、そこに対して同じような事業を引き続きする。代替案が考えられないという結論がされているのですけれども、本当に代替案がないのかというのが、輪中堤とかを造った方が安く済むのではないかなと、ちょっと考えればあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長 こちらの方の河川でございますけれども、沿川に住宅があるところと、あとは農地を抱えているというようなところでございまして、溢れるとその浸水範囲というのが広がっていくというような状況でございます。こちらの農地につきましても、過去のような浸水被害を発生させたくないというようなところもあるようでございまして、基本的には断面確保といったところを地域と調整した上で進めているようなところでございまして、今着手した工区といたしましては、上流の若畑地区というところ、それから前郷地区といったところが暫定の河川整備を進めてきましたということで、今後桐沢工区ということで着手を進めることとしてございます。事業費といたしまして、増額といったところでございますけれども、事業の進捗といたしましては、着実に進めることができているのかなというふうに考えてございました。引き続き河川改修で行うことの方が得策かなというところで判断してございます。

○小笠原敏記専門委員長 当初計画からしたら残土が嵩んでいるのは、標準断面から大体予想できると思うのですけれども、今現在事業費が倍に跳ね上がっている。倍以上ですか。そういった中で、未着手の工区間に果たして防護人口が何人いるのかとか、そういった詳細なところを検討されているのか、そういったところで残土処理の費用に対して移転とかの補償をしたほうが安くつくのではないのかとか、輪中堤とか、本当にそういったところを評価しているのかというところが必要ではないかなと。そうしないと、ただ事業計画があるから事業進めますだったら、この評価委員会の意味がなくなってしまうので、このあたりは私の方では詳細審議の方に行って、そここのところをもう少し検討していただきたいなと思います。

そこで、検討した中で、やはり代替案がないので計画どおり進めるということをご審議していただかないとなかなか難しいなという気がします。これだけの人口減のところ、これだけの投資をするべきなのか。人の命に代えられないところはあると思うのですけれども、その辺のところを検討していただけたらなと。

○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長 はい。

○伊藤幸男委員 確認なのですけれども、この防護人口は単純に住民の方の人数が減ったのか、それとも対象になるエリアが縮小したのか、10年もたたないでこれだけ減るといのは考えにくいなと思っていますが。

○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長 今回の氾濫区域といったところは変更ございませんので、単純に国勢調査のメッシュデータと呼ばれるデータの中の人口減ということが今回反映された結果になってございます。

○伊藤幸男委員 はい、分かりました。

○小笠原敏記専門委員長 その他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか、時間の方も押しておりますので。

「なし」の声

○小笠原敏記専門委員長 それでは、以上で河川事業2件について終わりたいと思います。

#### ・県単砂防事業 二級河川小本川水系 沢川目の沢（2）（岩泉町）

○小笠原敏記専門委員長 それでは、最後ですね、県単砂防事業の概要に入っていきたいと思います。準備ができましたら説明をお願いいたします。

#### 〔資料No.4に基づき説明〕

○小笠原敏記専門委員長 ありがとうございます。

それでは、意見をよろしく願いいたします。

私の方から、57ページの費用便益分析のところ、応急対策が着手時に比べて再評価時はかなり大きく上がっているというのは何か背景があるということですか。

○吉田県土整備部砂防災害課担当課長 事業着手当初の算出のときに土石流が発生したときの応急の土砂の撤去、流木の撤去の費用がここに見込まれるわけですがけれども、事業着手のときにその量がまだ不確定ということで一切積んでいなかったのを今回は積んだ形で算出しているところでございます。

○小笠原敏記専門委員長 そういったのは砂防事業ではよくあることですか、なぜ不確定だったのか、ある程度見積もって2.8だったというか、事業を開始したら、しっかりとボーリング調査したとか。ちょうどB/Cが前回と同じでしたので。

その他ございますか。お願いします。

○**谷本真佑委員** 同じく費用便益分析のところでお伺いしたいのですが、便益の直接被害のところの人的被害のところは、こちら事業着手時と比べて増加していますけれども、この便益の増加というのは、これは人口が増加したから増えたのか、それとも単価が増加したから増えたのか、これどちらなのでしょう。

○**吉田県土整備部砂防災害課担当課長** 人口は増えておりませんで、デフレータの関係で増になります。

○**谷本真佑委員** ということは、現在価値化したときのデフレータの値がこの事業着手時と再評価時で変わったということですか。

○**吉田県土整備部砂防災害課担当課長** はい。

○**谷本真佑委員** ちなみに、値としては具体的にどのように変わったのでしょうか。

○**吉田県土整備部砂防災害課担当課長** ちょっと…

○**谷本真佑委員** もしすぐ出ないようであれば後ほどでも大丈夫です。すみません。

○**吉田県土整備部砂防災害課担当課長** はい、すみません。

○**小笠原敏記専門委員長** その他よろしいでしょうか。

「なし」の声

○**小笠原敏記専門委員長** ありがとうございます。

これで一応各事業の説明が終わりまして、10事業のこれから詳細審議に入っていくものについて決定しないといけないのですが、いま一度資料の60ページ、一番最後のページを御覧ください。

事務局の方からは、黄色のところ丸が打ってあるところを案として出しているのですが、額が大きいという、ただ単純に数値だけなのなのですが、今日の審議の中で、私的にといいますか、思ったのですが、最初の事業ですかね、これは額も大きいのと、あと施設の老朽化というところで追加改修が必要だということで、その辺もう少し詳しく知りたいなというところで、これは詳細審議に入ってもいいのかなと思っております。

ちょっと林道は飛ばさせていただきます。

道路についても、やはり経緯がもう少し知りたい、接続部分ですか、河川事業との経緯のところを知りたいということと、事業の縮小にもかかわらず事業費が増えているところもちょっと気になるので、そのあたりのところを踏まえて、これも詳細審議に入りたいと思っております。

河川については、2つともすごく気になったのですが、丸のついているのに対し

て議論した方がいいのか、私はその下のさっきの掘削土量の残土処理のところでは人口が大幅に減ってしまっているのにこの事業を進めていいのかというところで、これは詳細審議に進みたいなと思っております。そうなってくると、河川のところをもう一件やるべきかどうかというところを委員の皆さんに聞きたい。私はやってもいいかなと思っておりますけれども、河川課に負担になるのですが、どうしても気になるのです、そういう事業評価に対して宮城県のものを入れて評価するべきなのですか、事務局ちょっと。

**○佐藤政策企画部政策企画課主事** この事業のB/Cの考え方につきましては、事業着手時から一貫してそういう考え方になっておりまして、今回の評価でそれを変わるかどうかということになってくると、一貫した評価ができなくなってくるかなと思われる部分がございますので、評価自体はこのまま進めさせていただければと事務局としては考えております。

**○小笠原敏記専門委員長** 岩手県だけの費用対効果を出すのは難しいということなのですよ。

**○谷本真佑委員** 算定という面においては、確かにそのとおりに思うのですけれども、ただ県民に向けた説明として、それで納得できるかどうかというところは、なかなか問題あるのかなと思ひまして、実際資料の公表値としてではなく、参考値として仮に岩手県内だけの便益だけでB/Cを出すということはできるかなというふうには思います。

**○小笠原敏記専門委員長** お願いします。

**○武藤由子副専門委員長** この上がっている事業費の内訳は、岩手と宮城の合計ということでしたが、内訳というのは大体分かるのですか。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 事業費につきましても宮城県と岩手県の合計の金額で、それに対して便益の方も宮城県と岩手県の合計ということなので、B/Cの出し方としてはそのとおりに思います。結局河道の拡幅といったメニューが左右岸で分けられないというようなところで、効果としてはやはり両方に効いてくるものなので、そこは費用と便益といったところからするとなかなか割り切れないのではないかなということで、恐らく事業着手時からそういった全体事業費としての比較ということで評価していた経緯があるかと思ひます。

**○武藤由子副専門委員長** 事業費の内訳というのはあるのですか、岩手に関しての分と宮城に関しての分です。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** ちょっとお待ちください。宮城県が16億で、残る差し引いた金額が本県ということになります。



**○小笠原敏記専門委員長** そういった情報を整理することは可能と考えていいですか、岩手県の事業費は全体事業費の何割負担しているかというところですね。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 事業費は算出、内訳は出せるかと思いますがけれども、便益の分のお金といったところはちょっと分けるのは難しいのかなど。要は、河道の断面を分けるお金を岩手県さん多いよね、宮城県さん多いよねとかという議論が両方の便益に絡んでくるので、それが堤防だけの便益となると。

**○小笠原敏記専門委員長** なので、これも詳細審議の方に移らせていただきたいなと思っていて、そういったところの情報提供と、あと事業自体は宮城県と一体でやっているのですけれども、事業の発注等をどうされているのかというところですよ。だから、そのあたりのところもし分かれば教えていただきたいなと思います。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** 分かりました。

**○小笠原敏記専門委員長** B/Cまでは多分難しいと思うのですが、氾濫流域の中でどういうものがあるとか、人口がどれだけあるかと評価されるので、左岸、右岸でそれは分けることはできないだろうと。事業費等、要するに岩手県ではどれぐらいのコストがかかっているか、そういったところの情報提供をしていただきたいなと。

**○武藤由子副専門委員長** この事業費の大体の持分の比率と、あと細かいところまでは分けられないと思いますけれども、例えば区域の面積の比率とか、大ざっぱに分かると、皆さん納得しやすいかなと思います。

**○小笠原敏記専門委員長** 岩手県の税金でやっているのです、岩手県の投資に対してどれだけの便益があるのかというところが何となく概算がつかめればいいのかと、うちらとしてもですね。それがメリットあるならいいのですけれども、それがほとんど我々岩手県側にメリットないというのもあれなので、ちょっとそのあたり可能な範囲でよろしく願いいたします。

**○菊地県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい、承知いたしました。

**○小笠原敏記専門委員長** 評価自体、これまでと変わることはないですけれども、内訳等が出せることはちょっと出していただきたいと思います。

昨年度は、ちなみに5件だったのですけれども、最後の砂防についてはどうでしょうか。ちょっとあれですね、もう少し聞いてもいいのかなというところで、そうなってくると林道の3事業についてなのですけれども、どうでしょうか。ぜひ詳細審議に入らないといけないというような、私的には今回は昨年度のような生物関係の質問、そういった関係もないですし、多分これ継続、ずっと見ていく事業なのかなと思っていまして、もし特段詳細審議に入る必要がなければ、今回林道事業についてはゼロとさせていただきたいのですけ

れども、よろしいでしょうか。

「はい」の声

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、詳細審議の方は、番号で言いますと1番と7番と河川2つですね、8番、9番と10番ということで5件、河川課の方の負担がありますけれどもよろしく願いいたします。

以上、これで詳細審議の案件が決まりました。

### (3) その他

**○小笠原敏記専門委員長** 最後、議事(3)、その他ですが、事務局からはいかがでしょうか。

**○佐藤政策企画部政策企画課主事** 事務局からは、特にございません。

**○小笠原敏記専門委員長** それでは、本日はこれで議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**○八重樫政策企画部政策企画課評価課長** 本日は長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございます。

次回の委員会につきましては、7月14日金曜日、9時30分から水産会館にて実施予定とさせていただきます。本日の資料につきましては、このままにしておいていただきまして、次回の資料を整えまして、委員会の際にお配り、お渡ししたいと思っております。

## 4 閉 会

**○八重樫政策企画部政策企画課評価課長** 以上をもちまして、本日の専門委員会は終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。